

## 太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、史跡上野国新田郡家跡及び関連遺跡の発掘調査及び整備を総合的に行うため、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号。以下「条例」という。）

第2条の規定に基づき設置された、太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）について、条例第5条の規定に基づきその組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 専門委員会は、条例別表太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会の項に掲げる事項について、継続して調査研究するとともに、指導助言を行うものとする。

### (組織)

第3条 専門委員会は、専門委員7人以内で組織する。

2 専門委員は、遺跡の調査に関する学識経験者のうちから、太田市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 専門委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、専門委員のうちから互選された者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (会議録)

第6条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第7条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に出席した者の氏名
- (4) 報告の要旨、議題及び議事の要旨並びに結果
- (5) その他会長又は会議において必要と認めた事項

第8条 会議録には、会議に先立ち会長が指名した専門委員2名が署名する。

(個別指導)

第9条 専門委員会の専門委員は、個別に太田市の求めに応じ現地等において、指導・助言を行なうことができるものとする。

事務局)

第10条 専門委員会の事務局は、教育部文化財課が担当する。

2 専門委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専門委員会に諮って会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

2 条例の施行の際現に改正前の太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会設置要綱の規定により委嘱された専門委員（以下「旧委員」という。）である者は、条例の施行の日に専門委員会の専門委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。